



人とまち「きずな」でつなぐ 元気な平生

令和元(2019)年

広報

ひらお

6

月号

No.1286

主な内容

- 2 地域おこし協力隊員が着任しました!!
- 4 平生町「ボランティア・チャレンジ」を開催
まちの話題
- 10 開催決定「ひらおファンクラブ交流会」in 東京
- 16-17 情報伝言板

HIRAO 風緑マラソン2019

町内外から参加した111人のランナーが、7つの風車を巡る、10kmのコース(標高差332m)を駆け抜け、全員が見事完走しました。
(5月4日/主催:HIRAO 風緑マラソン実行委員会)

平生町地域おこし協力隊員として、宮崎孝志さん（埼玉県坂戸市から移住）が着任することになり、5月10日に辞令交付式が行われました。

宮崎さんは町役場産業課に所属しながら、「イタリアーノひらお」推進事業のオリーブの特産品化に向けた業務を担っていただき、町の活性化につながるさまざまな活動に携わります。

【地域おこし協力隊とは！】

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行いながら、地域への定住定着を図ることを目的とした国の制度です。



地域おこし協力隊員が
着任しました!!

平生町地域おこし協力隊員 みやざき たかし 宮崎 孝志 さん

地域おこし協力隊員に着任しました宮崎孝志と申します。埼玉県坂戸市から移住して参りました。高校までは野球部に所属しており、体を動かすことが大好きです。

9年前に体調を崩してしまい、健康について考えるようになり、生き方や食、農業に興味を持ち、自然豊かな土地で暮らしてみたいと思うようになりました。日本国内やインドネシア、ハワイ島などを旅し、現地の人々との交流からその土地に根ざした暮らし方や、伝統文化を学んできました。

平生町を知ったのは、友人を訪ねて山口県に来た際に、案内してもらったことがきっかけでした。すぐに平生町の自然豊かなところに魅了され、住むことを決意しました。「海なし県」である埼玉県に住んでいたわたしにとって、瀬戸内海とその島々がすぐそばにあるこの環境は輝いて見えました。

地域に根ざした仕事がしたいと考えていたことと、作物を育ててきた経験を生かしたいという思いから、オリーブの栽培と特産品化に向けた業務に魅力を感じ、地域おこし協力隊員に応募しました。

オリーブの特産品化に向けた業務を通じて、平生町の皆様と協力し、より良い町づくりのために努力していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。



2019サザンセト・ロングライド in やまぐち 参加者募集中！



●日時 10月6日(日)

【スタート】午前6時15分～（予定）

※前日イベント10月5日(土)

●場所 柳井ウェルネスパーク（スタート・ゴール）

【コース】約152km

大会概要

サザンセト1市4町（柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町）を巡る全長約152kmのルートをし、タイムレースではなく、制限時間内に瀬戸内海や山麓の美しい景観と変化のあるコースを楽しみながら走行するサイクリングイベントです。また、5カ所のエイドステーションでの地元産品のおもてなしも魅力です。

●参加費 9,500円（消費税および傷害保険料を含む）

●主催

サザンセト・ロングライド in やまぐち実行委員会

●参加定員 1,300人

●申込締切

9月8日(日)まで（定員に達した時点で締切）

※申込方法、参加資格などについて、詳しくは大会公式ホームページでご確認ください。

大会公式ホームページ

<http://www.southernseto-longride.jp/>



●【大会事務局】

一般社団法人 ITADAKI（イタダキ）

☎082-961-4002

●【地元事務局】

柳井商工会議所

☎22-3731



サイクル県
やまぐち
Project
～やまぐち自転車旅～

家庭では

みんなが家族の一員として尊重され、お互いを支え合い、力を合わせて家庭生活を築いています。

男女が共に家事・育児・介護などに責任をもち、喜びと苦勞を分かち合っています。

職場では

男女が共に働きやすく、能力が発揮できる職場環境が整い、仕事と家庭、地域活動とのバランスを取って働いています。

男性も女性も、育児休業や介護休業を積極的に取得し、仕事と家庭を調和させながら、ゆとりと生きがいを持って働いています。

地域では

誰もがさまざまな活動に積極的に参画し、地域社会が活性化されています。

固定的な性別役割分担意識に基づく古い慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。

学校では

性別にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばし、思いやりと自立の意識が育まれています。

育児や介護、ボランティア活動など、発達段階に応じた体験学習を通して、社会の一員として協力しあう姿勢が育まれています。

6月23日(日)～29日(土)は「男女共同参画週間」です。
町では、第3次平生町男女共同参画プラン（平成28年～令和2年）を定めています。
この機会に「男女共同参画」について考えてみませんか。

「平生町が目指す男女共同参画社会のすがた」（第3次平生町男女共同参画プランより）

閩町役場地域振興課 まちづくり推進班 ☎56-7120

『女性の権利110番』『LGBTの権利110番』

女性に対する暴力（DV、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等）や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性の権利およびLGBTの権利に関する無料電話相談を実施します。弁護士が対処方法や法律知識を提供し、適切なアドバイスを行います。

閩山口県弁護士会事務局 ☎083-922-0087

特設電話 083-920-8730

●日時 6月26日(日) 10:00～16:00

●主催 山口県弁護士会、日本弁護士連合会

●相談料 無料

※相談は1人15分程度

平生町「ボランティア・チャレンジ」を開催します ～みんなで町内の道路のゴミを拾いましょう～



さまざまな人たちがボランティアに取り組むきっかけとして「ボランティア・チャレンジ（略称：ボラチャレ）」を開催し、ボランティア活動の機運醸成と裾野の拡大を図ります。

みなさんも地域のために、ボランティア活動に参加してみませんか！

●開催日時 7月27日(土) 7:00～8:00（小雨決行）

●内容 町内全域の道路での一斉ゴミ拾い

各家庭から道路に落ちているゴミを拾いながら、最寄りの地域交流センターまたは地域交流センター分館まで持ち込み、分別します。

●主催 平生町、平生まち・むらコミュニティ協議会、堅ヶ浜コミュニティ協議会、宇佐木コミュニティ協議会、大野コミュニティ協議会、曾根コミュニティ協議会、佐賀コミュニティ協議会

●共催 平生町教育委員会、平生町社会福祉協議会、平生町ボランティアグループ連絡協議会

お願い
・道路に落ちているゴミ以外は持ち込まないでください。
・道路上での活動となりますので、車等には十分注意してください。
・熱中症等の対策をし、体調管理に気をつけてください。

〒町役場地域振興課 ☎56-7120

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料の軽減措置が変わります

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた人は、本年度は8割軽減に変わります。対象となる人は、介護保険料の軽減や、年金生活者支援給付金の支給など、各種の支援とあわせて軽減の見直しが実施されます。

後期高齢者医療保険料を年金天引きで納めている場合、保険料の変更は10月分からです。

保険証に点字シールの貼付を希望する人へ

8月の更新に伴い、新しい保険証を7月下旬にお届けしますが、点字シール（封筒に「保険証在中」、保険証に「保険証」と点字を打刻したもの）を貼り、送付することが可能です。希望する場合は、6月21日(金)までにご連絡ください。

保険料額決定通知書の送付について

本年度の保険料について、保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります。納付方法や納期限は、通知書に記載されていますのでご確認ください。

年金天引きから口座振替に変更できます

保険料の納付方法が「年金天引き」の人も、申し出により「口座振替」に変更できる場合があります。申し出は随時受け付けますが、7月31日(金)までに申し出があれば10月分から口座振替が可能です。

口座振替に変更すると、口座名義人の社会保険料控除が増えることにより、世帯全体で見るとときに所得税・住民税が減額になる場合があります。変更の手続きについてはお問い合わせください。

口座振替の手続について

これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた人で、後期高齢者医療制度でも口座振替による納付を希望する人は、新たに口座振替の手続きが必要です。

【申込場所】 各金融機関

【必要書類】 通帳および届出印

お口の健康診断【無料】

県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態および口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下防止を図ることを目的に、お口の健康診断を無料で実施します。

【健診項目】 口腔状態の確認（虫歯や歯周病の有無など）、噛む力・舌の動き・のみ込む力の確認など

【対象者】 ①前年度において新たに被保険者資格を取得した人 ②これまでにこの健康診断を受けたことがなく受診を希望する人（本年度の新規資格取得者を除く先着1000人／県内）

※②については、町役場健康保険課で申請が必要です。

【期間】 令和2年1月31日(金)まで

【実施場所】 実施歯科医療機関一覧表を、5月にお届けした受診券に同封していますので、ご確認ください。

【持参品】 お口の健康診断受診券、質問票、保険証

問合せ先

町役場健康保険課 保険年金班

☎56-7115

県後期高齢者医療広域連合業務課

☎083-921-7111

新庁舎建設についてのお知らせ



本町では現庁舎の老朽化等に伴い、庁舎の建替えを進めているところですが、昨年11月の町長選挙および本年4月の町議会議員選挙を経て、新たな体制で検討を進めていく必要があることから、その協議を一部中断しています。そのため、当初のスケジュールを見直し、完成予定時期を延長させていただきたいと考えています。完成予定時期は改めてお知らせします。

新庁舎建設に係る寄附の募集について

町では、新庁舎建設に対してご支援いただける方からの寄附を、次のとおり募集しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●町内にお住まいの方、企業、団体など

【寄附の手続き方法】

- 1 事前に総務課へ「寄附申込書」を提出
- 2 町から「寄附金受納決定通知書兼領収書」を発行
- 3 「寄附金受納決定通知書兼領収書」を添えて町役場出納室、佐賀出張所または収納代理金融機関等で入金

ご寄附いただいた場合、芳名簿に記載し、当分の間、縦覧での公表をさせていただく予定です。

また、1千円（相当）以上の寄附の場合は感謝状を贈らせていただき、3万円（相当）以上の寄附の場合は芳名板にお名前を掲載し、末永く顕彰させていただきます。（いずれも希望される方のみ）

●町外にお住まいの方

ふるさと納税において、「平生町役場新庁舎建設応援コース」を設けていますので、詳しくは「ふるさとチョイス」のホームページをご覧ください。

現金による寄附をいただいた場合は、寄附金控除の対象となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm



〒町役場総務課 ☎56-7111

65歳以上の人の介護保険料が一部軽減されます

10月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者（第1段階～第3段階）の介護保険料が軽減されます。段階区分ごとの保険料額については、次のとおりとなります。（介護保険料通知は7月に送付）

			対象者		保険料率 ()は改正前	保険料 (年額)	
	住民税課税状況		所得等			改正前 (前年度)	改正後 (本年度)
	世帯	本人					
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 または生活保護の受給者		基準額×0.375 (0.45)	29,590 円	24,660 円
			課税年金収入 と合計所得 金額の合計	80 万円以下			
第2段階	非課税	非課税		80 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.625 (0.75)	49,320 円	41,100 円
第3段階	非課税	非課税		120 万円超え	基準額×0.725 (0.75)	49,320 円	47,680 円
第4段階	課税	非課税		80 万円以下	基準額×0.9	59,190 円	変更なし
第5段階	課税	非課税		80 万円超え	基準額	65,770 円	変更なし
第6段階		課税		120 万円未満	基準額×1.15	75,630 円	変更なし
第7段階		課税		120 万円以上 200 万円未満	基準額×1.3	85,500 円	変更なし
第8段階		課税		200 万円以上 300 万円未満	基準額×1.5	98,650 円	変更なし
第9段階		課税		300 万円以上 500 万円未満	基準額×1.75	115,100 円	変更なし
第10段階		課税	500 万円以上	基準額×1.9	124,960 円	変更なし	

「児童手当現況届」の 提出をお忘れなく

「児童手当現況届」は毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているか確認するためのものです。

該当受給者には6月上旬に現況届を発送しますので必要事項を記入の上、提出してください。提出がない場合は、6月以降の児童手当を受給することができなくなりますので、ご注意ください。

●提出期限

6月28日^金

●手続きに必要なもの

- ・印章
- ・受給者の氏名が確認できる保険証の写し

●提出場所

町役場町民福祉課または佐賀出張所

〒町役場町民福祉課 こども班 ☎56-7113



軽度・中等度難聴児（18歳未満） 補聴器購入費用の一部助成

身体障害者手帳の交付対象とならない程度の軽度・中等度難聴児（18歳未満）の言語習得やコミュニケーション能力を高めることを目的に、補聴器の購入・修理費用の助成を行います。



●助成額

基準額の3分の2

●主な補聴器の機種と基準額

機種	基準額
軽度・中等度難聴用	52,900 円
高度難聴用	
重度難聴用	76,300 円

※助成を受けるには事前の申請と医師の意見書が必要です。

※所得制限などの対象要件があります。

〒町役場町民福祉課 ☎56-7113

起業“チャレンジ”支援事業

町内の産業振興を図るため、新たにビジネスを開始する人に対して事業所開設等に係る資金について補助を行います。

●主な対象要件

補助金交付後、5年以上継続してビジネスを行う意思があり、次の要件を満たす人

- ①本年度内に新しくビジネスを開始する人または開始した人
- ②町内に事業所を設置予定または設置している人
- ③許認可等が必要なビジネスの場合、既に許認可を受けている人〔風俗業、興信所、集金・取立業、易断所、宗教・経済・政治団体等を除く〕
- ④起業者が個人の場合、本町の住民基本台帳に記載されていること
- ⑤起業者が法人の場合、町内を本店所在地として法人登記が行われていること
- ⑥次のいずれかを1カ月以上にわたり4回以上受けていること

①平生町商工会、山口銀行平生支店、東山口信用金庫平生支店、日本政策金融公庫徳山支店において、起業に関する相談

②柳井商工会議所の「やない創業塾」

●補助金の額

【金融機関からの借入金がある場合】 100万円

【金融機関からの借入金がない場合】 50万円

●補助対象経費

- ①事業所拠点費（事業所の設備等に係る経費）
- ②販売促進費（広告宣伝費、販路開拓費等）
- ③人件費（従業員の給与等〔事業主および家族専従者の給与、法人の場合における役員報酬は除く〕）
- ④その他の経費（印刷製本費、原材料費、通信運搬費、消耗品費等〔食糧費等の個人消費的経費を除く〕）

●申込期間

7月1日^月～8月30日^金

※所定の様式に必要な書類を添えて申請してください。

手続きに必要な書類など詳しい内容については、お問い合わせまたは町ホームページ（各種様式等ダウンロード可）をご覧ください。

●補助対象者の決定

町が設置した審査委員会において、補助対象者を正式決定します。

※補助金の交付決定を受けた補助対象者は、来年度から5年間、事業の実施状況を報告する必要があります。

〒町役場地域振興課 まちづくり推進班 ☎56-7120

6月は「環境月間」です

6月5日の「環境の日」を含む6月の1カ月間は、「環境月間」として全国各地で環境保全や環境美化に関する啓発などが行われます。

この機会に、地球温暖化（CO₂削減）や節電、ごみの減量化などを意識しながら、身近にできる活動に取り組んでみませんか。

●緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を茂らせ、窓を覆う「緑のカーテン」は、夏の日差しを和らげ、家の中の温度を約3度下げることができ、エアコンなどの消費電力を抑えることができます。

●ライトダウン

職場や家庭での不要な電気、夜間の屋外照明の消灯を心掛けることにより、電力の消費を抑え、CO₂削減などの効果が期待できます。

●ノーマイカー運動

自家用車の使用を控えることで、CO₂削減や渋滞の緩和が図られ、ガソリンの使用量を減らすことにつながります。

●ごみの減量化・リサイクルの推進

決められた分別方法を意識することで、リサイクル化が進み、焼却されるゴミの減量化が促されます。

閼町役場産業課 生活環境班 ☎56-7117

狂犬病予防注射はお済みですか？

犬の所有者は、生後91日以上飼育した犬に狂犬病予防注射を毎年1回受けさせる必要があります。

お済みでない人は、次の手順で注射などの手続きを済ませてください。

①動物病院（個人病院）で注射を受け、狂犬病予防注射済証を受け取ってください。（注射代金は自己負担）

②狂犬病予防注射済証と手数料（1頭あたり550円）を持参の上、産業課生活環境班にお越しください。

③狂犬病予防注射済票を交付します。

※医師の判断により注射を猶予される場合は、ご連絡ください。

※犬を新たに飼育する場合や、飼育犬の死亡、所有者の変更などがある場合は、町に届出が必要です。

閼町役場産業課 生活環境班 ☎56-7117

農地の転用には許可が必要です！

農地転用とは？

農地を農地以外の住宅用地や工場用地、道路、山林などに用途を変えることを農地の転用といいます。（田を畑地として造成する場合は転用になりませんが、別に届出が必要です。）

許可が必要な理由

農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。特に、耕作面積が狭いうえに人口が多い我が国では、食料自給率も低いと、優良な農地を大切に守っていく必要があります。

そのため、農地の転用には、農地法で一定の規制が設けられています。

対象となる農地

すべての農地が転用許可の対象です。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地性（農地として活用できる状態）がある限り、農地として扱われます。

一時的な転用の場合

農地を一時的に資材置場、作業員仮宿舍、砂利採取場などとして利用する場合も転用となり、許可が必要です。

農業用施設用地として転用する場合

自己の農地保全や利用上必要な施設（耕作用の道路、用排水路など）に転用する場合、または、2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎など）に転用する場合、許可は不要ですが、届出が必要になります。

許可なく転用した場合

無断で転用した場合、農地法違反となり、農地などの権利取得の効力が生じません。また、工事の中止や原状回復などを命ずることがあり、これに従わない場合は、罰則が科せられます。

転用の手続き

所定の事項を記載した申請書を作成し、農地のある市町村の農業委員会へ提出してください。

閼町農業委員会事務局（町役場産業課内）

☎56-7117



人権 コラム No.101

つながりぬくもり とかくこの世は 住みにくい

平生町人権教育
推進協議会
(事務局：町教育委員会)

「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。とかく人の世は住みにくい」これは夏目漱石の草枕の冒頭のことばです。

草枕は明治39年に書かれました。それから112年経った現代を眺めてみましょう。

かつての炊事の薪割り。風呂釜へのバケツでの水汲みや40分間の風呂焚き。山口から東京への電話がつながるのに3〜4時間待ち。ランプ掃除などはなくなり、辛いこと面倒なことから解放され住みやすい時代になりました。

それは、電化製品など、高度に進化した便利な製品が発明されたからです。しかし、一見、これらの製品を使いこなしているかのようですが、製品の機能の仕組みはブラックボックスの中に入っており、その製品の説明書の指示通りに操作をしなければならぬ状態は、人間がそれらの製品に使わ

れている状態ともいえましよう。機械に頼ると機械はどんどん偉くなるが人間の脳は小さくなるといわれており、手放しで住みやすいとはいえないようです。

また、交通手段は高速化が発達し、人々の交流が世界的規模に拡大しま

した。情報の伝達手段は、居ながらにして瞬時に世界の情報が見聞きできるようなになりました。このような手段で、国内外の文化交流が盛んとなり多様な価値観を獲得しました。これは、個性や自主性の尊重を重視する立場からますますのことです。しかし、個性豊かで自主的な人間が成長してくると、生活全般において、かつての慣習や常識通りに物事が運ばなくなりました。これは、何でもありの状態ともいえ混沌とした社会になったともいえましよう。

人は、混沌とした社会であれば、社会に虚しさ

を覚え、不安を感じるといわれています。日々の生活において、いろいろな形で不安を感じることが数多く積み重なってくとストレスとなります。そのストレスによる体調不良や問題行動は社会問題となっています。

現代は、文明が高度に発達し、個人の尊厳や自主性が尊重されるすばらしい社会ですが、ストレス社会ともいわれていることは、住みにくい社会ともいえましよう。わたしたちは後世に立派な社会を引き継ぐ義務があります。そこで、わたしたちが引き継いできたおもてなしの心、つまり、自分を取り巻くすべての人が、いつでもどこでも気持ちよく過ごせるような心配りを大切にしたいと思

います。混沌とした世情を住みやすくするために、わたしたちができる、この利他の精神ともいえる心配りを保ち続けたいものです。

一人ひとりが主役のまち“平生” 協働のまちづくり 88

閤町役場地域振興課 まちづくり推進班 ☎56-7120

堅ヶ浜コミュニティ協議会は、今年発足5年目を迎えました。発足当初、住民アンケートを基に「夢プラン」(堅ヶ浜地域づくり計画)を策定。「安心で心豊かに暮らすことのできる元気な堅ヶ浜の実現」をメインテーマに掲げ、その実現に努めています。

協議会には地域福祉・健康部会、地域防災・環境部会、地域振興・活性部会、女性部会の4部会があり、部会長を中心に計画に基づき事業を進めています。主な取組みは、ふるさと祭り、敬老会の開催、河川清掃、高齢者世帯への訪問調査などです。中でも陶芸教室は当協議会の誇れる取組みの一つです。



△ 陶芸教室の様子

高齢者世帯への訪問調査を 継続実施 堅ヶ浜コミュニティ協議会

地域福祉・健康部会では、平成28年度に地域の人との関わりについて協議しました。その結果、現状把握のための戸別訪問を継続的に実施していくことになりました。対象は何らかの関わりが必要と思われる高齢者世帯です。部会で作成したアンケートを基に部会員5人がそれぞれ対象世帯を訪問。これまでに86世帯、102人の聞き取り調査を終えました。

直接お話しすることで、地域の人とのつながりを深めることができました。調査結果は講座などを企画する際に活用しています。今後、万が一の災害発生時などに調査結果や人とのつながりをどのように活かしていくかが課題です。

堅ヶ浜コミュニティ協議会

【地区】 荒木、人島、新開、堅ヶ浜東、堅ヶ浜中、堅ヶ浜西、磯崎

【世帯数／人口】277世帯／586人(4月1日現在)

【設立】平成27年3月30日

地域おこし協力隊員 水田 量太の活動日記

『イタリアーノひらお～イタリア野菜に挑戦～』 編



現在、平生町では、『イタリアーノひらお』と銘打って、平生町を含む室津半島の地形、気候がイタリア半島に酷似していることをヒントにして、イタリアのテイストを盛り込んだまちづくりを進めています。そこで、イタリアに関連する特産品を開発できないかと考え、まずはイタリア野菜を栽培してみることにしました。

『イタリア野菜は、異国の野菜、きっと栽培が難しいに違いない』と、わたしは尻込みしていましたが、色々と調べてみると、日本の野菜と似たものがイタリアでも栽培されていることが分かりました。例えば、「イタリア野菜・リーキ」。このように書かれていると、全くなじみがないですが、これは日本の白ネギと同じ仲間になります。もちろん、アーティチョーク、チコリなど、イタリア

特有の野菜もありますが、ひらお特産品センターでも見かける野菜の仲間であるイタリア野菜も数多く存在しています。今後は、試験的に栽培して、平生町の気候に合うかどうかなどを確認し、収穫できたものをイタリア料理店の関係者に試食してもらう予定です。

いつか平生町でイタリア野菜を栽培する人が増え、平生町に行けばイタリア野菜が手に入るとなれば、また一步イタリアに近づくことができるかなと思います。まずは種をまくことから、始めてみました。(イタリア野菜8種類の栽培に挑戦しています。)



△ 4月に種をまいた
ズッキーニ・ココゼリ

行政協力員会議を開催

5月13日から17日にかけて、町内5会場で行政協力員会議を開催し、行政協力員の皆様から活発なご意見をいただきました。

町では、いただいたご意見を今後の町政に生かせるよう、努めていきます。ご意見の主なもの(項目のみ)は次のとおりです。

- ▶ 工事の着手状況について
- ▶ 町の歴史について
- ▶ イタリアーノひらおについて
- ▶ 過疎化対策について
- ▶ 個人情報の取扱いについて
- ▶ 地域交流センターの役割について
- ▶ 歩道橋の撤去について
- ▶ 自治会未加入者の対応について
- ▶ 町役場における部署間の連携について
- ▶ 自治会活動交付金について
- ▶ 街路灯の設置補助について
- ▶ 広報・お知らせ版等の配布について
- ▶ 日本赤十字社会費や赤い羽根共同募金について

閭町役場地域振興課 まちづくり推進班 ☎56-7120

運用実績

情報公開制度
個人情報保護制度

情報公開制度

町政の透明性の向上と公正な運営を図るとともに、町民の町政への参加を促すことを目的として実施しています。前年度における運用状況は次のとおりです。

公文書開示請求件数		32 件
処理状況の内訳	開示したもの	32 件
	非開示としたもの	0 件
	該当文書が存在しなかったもの	0 件
内容 各種工事に関する工事費内訳書		

個人情報保護制度

個人の権利および利益を保護することを目的として実施しています。前年度における運用状況は次のとおりです。

個人情報開示請求件数	1 件	
処理状況の内訳	開示したもの	1 件
	非開示としたもの	0 件
	該当文書が存在しなかったもの	0 件

閭町役場総務課 ☎56-7111



窓口延長
サービス

町民福祉課の窓口は 毎月第2・第4金曜日 18:30 まで(年末年始、祝日を除く)

【交付できるもの】住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証、印鑑証明書

表彰

子どもの読書活動優秀実践団体 文部科学大臣表彰

【受賞者】平生町おはなし会

平生町おはなし会は、昭和63年11月に活動をはじめ、約30年間、小学校や図書館で読み聞かせを行ってきました。このたびの受賞は、地域に根づいた活動を続け、子ども読書活動の推進への功績が認められたものです。



いわみあけみ 会長（写真中央）
さしきい 副会長（写真左）
やまもとまゆみ さん（写真右）

まちの話題

キャリア教育講演会

5月17日、本町出身の長康雄さんを講師に迎えての講演会が、平生中学校で行われました。

中学生のときに、さまざまな出会いや経験をして、好きなことを一生懸命やって生き生きと成長してくださいと、生徒たちにメッセージが贈られました。



ちよう やすお
長 康雄さん
東北大学電気通信研究所
誘電ナノデバイス研究室教授

地域のふれあいの場として

5月19日、第2回平生まち・むらセンターまつりが行われ、学習や活動の発表を行いました。（主催：平生まち・むらセンターまつり実行委員会）

バザーやフリーマーケットの出店もあり、新鮮な野菜や手作り小物、焼鳥などの販売も行われ、多くの来客者でにぎわいました。



春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動期間中、地域の方々や関係団体の協力により、交通安全運動が展開されました。

5月17日、平生中学校正門で、自動車にスピードダウンを呼びかけるキャンペーンと、町内店舗駐車場にて、交通安全を願って寄贈されたマスコットをチラシとともに配布しました。



開催
決定

ひらおファンクラブ交流会 in 東京

ひらおの『ファン』の方であれば、どなたでも参加できます。

ひらおファンクラブでは、全国各地の会員に向けてインターネットなどで情報発信や交流を図り、『ひらおファン』の増加に向けた取組みを行っています。このたび、次のとおり『ひらおファンクラブ交流会』を開催することが決まりました。

これを機会に、全国各地の『ひらおファン』が集い、交流し、会員同士の絆を深め、また新たな縁結びを通じて、『ひらおファン』の裾野を拡大したいと考えています。

田布施町と同時開催

今回は、隣の会場で田布施町も交流会を催されます。東京にて、町の垣根を超えた交流も考えています。ご親戚、お知り合いの方などにぜひご紹介ください。

開催日時

8月24日 17:00～19:30

会場

ホテルルポール麹町
（東京都千代田区平河町2-4-3）

会費

7,000円（当日、受付でお支払いください）

申込み・問合せ先

ひらおファンクラブ事務局（町役場地域振興課内）

☎0820-56-7120

[URL] <http://www.town.hirao.lg.jp/>



平生町の旬な情報満載!!

ひらおファンクラブ フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/hiraofanclub>



よろしくネ!



7月1日
から

一部の施設を除いて 町の公共施設は 敷地内禁煙となります

平成30年7月に改正された健康増進法では、学校、病院、児童福祉施設等ならびに国および地方公共団体の行政機関の庁舎は、第一種施設に区分され、原則敷地内禁煙とされ、その他の施設は第二種施設に区分され原則屋内禁煙となりました。

町においては、望まない受動喫煙が生じることのないよう健康増進法の趣旨に沿っ

た「平生町の公共施設等における受動喫煙対策に関する指針」を定めて、受動喫煙対策を実施します。

町民の皆様におかれましては受動喫煙防止の取組みについてご理解の上、敷地内（建物内）禁煙にご協力くださいますよう、よろしくお願いします。

区分	施設名	7月1日から
屋内施設	本庁舎、教育委員会庁舎・保健センター、佐賀出張所、各地域交流センター、ひらお特産品センター、ひらおハートピアセンター、体育館、武道館、音楽道場、小学校、中学校、保育園、幼稚園、図書館、民具館、歴史民俗資料館、児童館、阿多田交流館、老人集会所、各地区老人憩の家、各地区老人作業所	敷地内禁煙
	丸山海浜パーク管理棟、町営住宅の集会所	建物内禁煙
屋外施設	各児童公園、堀川公園、阿多田公園、運動広場、スポーツレクリエーション公園、スポーツセンター、テニスコート、大星山運動公園、箕山学習の森	受動喫煙の防止に配慮
公用車内	町有、町管理の車両	車内禁煙

※本庁舎ならびに体育館、武道館については、当分の間、特定屋外喫煙場所を設置します。

こんにちは保健師です

岡町保健センター

☎(56)7141

岡子育て世代包括支援センター

カンガールーム ☎(25)1884

受動喫煙で

歯周病リスクが3倍に!!



「たばこは体によくない」ということは、誰もが知っているとありますが、具体的に何がよくないのでしょいか。今月は歯と口の健康から考えてみましょう。

喫煙は歯周病の最大の危険因子

たばこの煙の中には、約4000種類の化学物質が含まれ、そのうち約200種類が有害物質、約70種類が発がん物質といわれています。その煙が最初に通過するのが口（口腔）です。

たばこの煙の入口となる口腔、特に歯肉を含めた歯周組織は、直接その影響を受けることになります。喫煙と歯周病の関連性が強いことは多くの研究で明らかになってお

り、喫煙者は非喫煙者に比べて2〜8倍も歯周病にかかりやすくなることがわかっています。歯周病は歯を失う大きな原因の1つです。

たばこを吸うと、ニコチンの強力な血管収縮作用や一酸化炭素の作用により、歯肉が炎症を起こしていても出血が抑えられてしまい、歯周病の初期症状（ブラッシング時に出血する、歯肉が赤く腫れる等）が隠されてしまい、気づかないうちに重篤な状態へと進行していきます。

受動喫煙による歯周組織への悪影響

子どもに対する受動喫煙は、歯周病、むし歯、歯肉のメラニン色素沈着のリスクが高くなることがわかっています。

す。ある研究では、親が喫煙すると子どもの歯肉メラニン色素沈着はおよそ5倍になることを報告しています。悪影響があるのは子どもだけでなくありません。成人を対象に行われた研究でも、受動喫煙が歯周病のリスクを高めることが明らかになりました。特に男性は、受動喫煙経験のある非喫煙者の歯周病リスクは受動喫煙経験のない人に比べて3・6倍も高まるということがわかりました。

禁煙で自分も家族もお口の健康を保とう

禁煙によるお口の健康への効果は非常に早く、歯肉の血流は数日から数週間で回復します。歯肉の黒ずみも、時間はかかりますが少しずつ本来の健康的な色に戻ります。

禁煙は歯周病の予防・治療のもっとも有効な対策のひとつです。自分のため、家族のため、今日から禁煙にチャレンジしませんか!!



風しんの追加的対策（抗体検査・予防接種）



風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。

しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、抗体保有率がほかの世代に比べて低くなっています。そのため、令和4年3月31日までの間に限り、無料で風しんの抗体検査・予防接種を実施します。

まず抗体検査を受けて、検査の結果、十分な量の抗体がない人は予防接種を受けてください。

※風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障がいが出ること）になる可能性があります。

●対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

※本年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた人にクーポン券を送付しています。それ以外の対象者で、クーポン券の送付を希望される場合は、町保健センターへご連絡ください。

●クーポン有効期限 令和2年3月31日迄

●費用 無料

●実施医療機関

本事業に参加している医療機関等で受けられます。詳しくは、送付している案内をご覧ください。

また、抗体検査は、事業所健診や特定健診の機会に受けることができますので、勤務先または町健康保険課へお問い合わせください。

岡町保健センター ☎56-7141

作ってみんさい 平生町食生活改善推進協議会
 食べてみんさい 事務局 町保健センター

サバ缶バーグ

サバの栄養とうま味がつまった缶詰で、お手軽にできるハンバーグです。サバには血栓予防に役立つEPAや脳細胞を活性化するDHAが豊富で、適量食べれば生活習慣病予防にも効果的です。

材料 6人分

サバ水煮缶の具

…………… 2缶 (300g)
 玉ねぎ…………… 250g
 人参…………… 50g
 パン粉…………… 大さじ8
 卵…………… 2個
 こしょう…………… 少々
 ちしゃ…………… 180g
 サラダ油…………… 適量

[A]
 サバ水煮缶の汁…………… 2缶
 みりん…………… 大さじ2
 醤油…………… 大さじ1
 しょうが(すりおろし)…………… 小さじ2
 片栗粉…………… 小さじ1

作り方

1. 玉ねぎ、人参はみじん切りにして炒める。
2. サバ缶は、汁と具に分けておく。
3. サバ缶の具・[1]・パン粉・卵・こしょうを混ぜ合わせて、1人分2個に分けてまとめる。
4. 熱したフライパンにサラダ油をひき、[3]を入れて両面をこんがり焼いたら、[A]の材料を混ぜ合わせたものを加えて、絡め焼く。
5. [4]を皿に盛り付け、ちしゃを添える。

2019年7月1日から

急な病気やケガ等で、救急車を呼ぶか、病院に行くか、迷ったときには

おとな(概ね15歳以上)の 救急医療 電話相談



#7119

IP電話、ひかり電話など
#7119が利用できない場合は

083-921-7119

相談時間 毎日24時間

看護師等が、
病気やけがの症状を把握し、
緊急性や応急手当の方法、
適切な医療機関などについて、
電話でアドバイスします。

こどもの救急医療電話相談

(15歳未満のお子さん)

#8000

IP電話、ひかり電話など
#8000が利用できない場合は
083-921-2755

相談時間：毎日午後7時～翌朝8時

緊急・重症の場合は、迷わず119番してください

※この電話相談は、診療行為、医療行為ではなく、電話での助言により相談者の判断の参考としていただくものです。

山口県・平生町

図書館 だより



New 一般書

ギャザーの服タックの服

月居 良子 著

おとなのごはんと一緒に作れる 子どものお弁当

阪下 千恵 著

金剛の塔

木下 昌輝 著

悪の五輪

月村 了衛 著

夢見る帝国図書館

中島 京子 著

New 児童書

日本の元号大事典 大化から令和まで

日本の元号大事典編集委員会 編著

月白青船山

朽木 祥 作

おかいものなんだっけ?

宮野 聡子 作

アレックスとまほうのふね

ヘレン・クレイグ 絵

しょうぎははじめました

田中 六大 絵

話題の窓

百花

川村 元気 著 (文藝春秋)

認知症と診断され、徐々に息子を忘れていく母と、母との思い出を蘇らせていく息子。ふたりには忘れることができない“事件”があった。現代に新たな光を投げかける、愛と記憶の物語。



暮らしの中に図書館を!!

平生図書館 ☎56-2310 【開館時間】 9:00~17:15

【休館日】 6月…17日、24日、30日 (月末整理日)

7月…1日、8日、15日

【ホームページ (予約・検索可)】 <http://www.library.town.hirao.lg.jp>



わが家の アイドル

このコーナーでは、広報発行月に満1歳を迎えられる人を対象にご紹介しています。

次号の掲載を希望される人は **6月21日金まで**に地域振興課または保健センターまでご連絡ください。

電子メールでも受け付けています。
詳しくは町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.hirao.lg.jp/bosyu/idol.html>



正しい知識で安心な消費生活

岡柳井地区広域消費生活センター ☎22-2125

手口を知って 架空請求被害を防ぎましょう

相談

架空請求の相談件数が全国で20万件を超えたと聞いた。どのようなことに気を付けたらよいか。

アドバイス

請求されて不安になっても、身に覚えがないと思ったら絶対に相手に連絡しないでください。

ワンポイント

架空請求では、電子メールやショートメッセージサービス、はがき、封書、電話等さまざまな方法が使われています。また、連絡を取らせようと、「料金が未納」、「裁判にする」、「給料や不動産を差し押さえる」などの文言を使ったり、請求の文面に消費者本人の名前や電話番号を記載したりするなど、消費者の不安をあおります。

支払いの要求方法も多様で、現金の送付や口座振込、コンビニなどでプリペイドカードを購入させカードの番号を連絡させる方法（番号を教えると購入者がカードを持っても相手が自由に使えます。）、指示された支払番号を使ってコンビニで支払う方法などが使われています。

不審に感じたときは、柳井地区広域消費生活センターに相談してください。

子育て支援情報満載！ すくすくひらおっ子ブログ SAY HELLO!



小さいお子様の関係する行事
予定がいつでも見られるよ！

町役場などからのお知らせ
もあります！



すくすくひらおっ子ブログ SAY HELLO!
<http://sayhellohirao.lekumo.biz/>



柳井警察署だより

「あおり運転」等の 悪質・危険運転の防止



テレビなどでよく耳にするようになった「あおり運転」。危険な「あおり運転」は、取り返しのつかない事故につながることもあります。

道路を安全・快適に利用するために、周りの車の動きなどに注意して、安全な運転をお願いします。

【あおり運転とは…】

- 著しく前の車に割り込む行為
- 危険な進路変更で並走している車の前に割り込む行為
- 執拗にクラクションを鳴らす行為
- 車体を極めて接近させて走行する行為
- 不必要な急ブレーキや連続するハイビーム

これらの行為は、道路交通法違反に該当する場合があります。

また、「あおり運転」によって交通事故が起きた場合や、非常に悪質な場合には、道路交通法よりも刑罰の重い法律が適用されることもあります。

【あおり運転に遭ったときは】

- 相手の挑発に乗らないようにしましょう。
- 110番通報し、トラブルの状況等を正確に伝えましょう。
- 相手が車から降りてきてもドアや窓は開けず、車内をロックしましょう。

※ドライブレコーダーなどの映像は、事件・事故の際の有力な証拠となることから、事後の備えのためにも有効に活用しましょう。

「あおり運転」をしない、遭わないために、自分自身が気持ちや時間にゆとりを持ち、相手を思いやる気持ちを忘れずに運転しましょう。

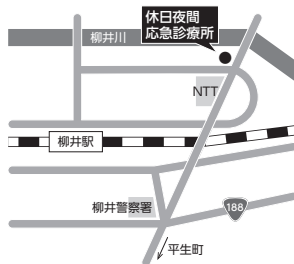
岡柳井警察署 ☎23-0110

休日や平日夜間の医療案内

柳井地域休日夜間応急診療所
[柳井市中央1丁目5番3号]
☎22-9001 (診療時間内のみ)

※応急的診療のため、専門的な診療や検査を受けられない場合があります。

※受付は診療終了時間の30分前までです。



区分	診療日	診療時間
休日	日曜日・祝日、盆(8月15日)	9:00~12:00
昼間	年末年始(12月30日~1月3日)	13:00~17:00
平日	月~金曜日	19:00~22:00
夜間	※休日・土曜日の診療はありません	

月間火災・救急発生状況

4月	火災			救急
	建物	山林	その他	
管内	1	0	0	276
町内	0	0	0	40

資料：柳井地区広域消防組合

月間交通事故発生状況

4月	発生件数		死者(人)	傷者(人)
	人身	物損		
管内	11	143	0	13
町内	1	20	0	2

資料：柳井警察署

まちの人口

世帯数	5,524	世帯(+14)
人口	11,870	人(+7)
4月30日現在		
住民基本台帳記載人口	うち男	5,604 人(+7)
()：前月対比	女	6,266 人(±0)

人権行政相談

※相談無料・秘密厳守

次回

7月8日月

相談日 毎月第2月曜日(休日の場合は翌日)

時間 10:00~12:00 (平生まち・むら地域交流センター)

(場所) 13:00~15:00 (佐賀地域交流センター)

相談員 人権擁護委員、行政相談委員

相談内容 人権に関わる悩みや困りごと、行政全般についての苦情、相談ならびに意見や要望などについて

柳井健康福祉センター相談日

[柳井市古開作/☎22-3631]

●骨髄バンク登録検査《要予約(前日まで)》

7月10日 9:00~10:00

●B・C型肝炎抗体検査《要予約(前日まで)》

7月10日 10:00~10:30

●風しん抗体検査《要予約(前日まで)》

7月10日 10:30~11:00

●発達クリニック《要予約(1週間前まで)》

7月11日 13:00~16:00

●HIV抗体検査《要予約(前日まで)》

※当日検査結果がわかります

7月10日 14:00~16:00

●思春期・ストレス相談《要予約(前日まで)》

7月26日 10:00~15:00

●心の健康相談《要予約(1週間前まで)》

7月16日 13:00~14:00

こころの救急電話相談(山口県精神科救急情報センター)

☎0836-58-4455 [24時間対応]

内容：精神科受診など早急な対応に関するご相談を、ご家族やご本人からお受けします。(精神病、うつ病などこころの病気による混乱した言動、ひきこもり、自殺願望など)

小児救急電話相談

☎#8000 [毎日19:00~翌8:00]

または☎083-921-2755

内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

6月の納税

納期限 7月1日

町県民税

第1期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

問町役場税務課(町税) ☎56-7114

社会的ひきこもり家族教室

「社会的ひきこもり」とは、半年以上、学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が続き、また精神疾患がその主な原因とは考えにくい場合のことをいいます。

正しい知識やよりよい関わり方を学ぶ場や、家族同士で語り合う場となっています。

●日時 7月から12月まで(全6回) 毎月第1回 13:30~16:00

●場所 柳井健康福祉センター

●対象 社会的ひきこもり(16歳以上)で悩んでいる家族(申込み後、面接があります。)

●参加費 500円(茶菓子代/6回分)

●申込期限 6月28日迄

会場 柳井健康福祉センター 健康増進課 ☎22-3631



Information

情報

伝言板

じょうほうでんごんばん

試験・募集

自衛官募集

◇自衛官候補生

●応募資格 18歳以上33歳未満
(日本国籍保有者)

●受付期間 年間を通じて

●試験日 6月22日、7月20日、8月24日

※応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

●自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所

☎(22) 8199

甲種、乙種火薬類取扱・丙種製造保安責任者試験

●日時 9月1日(日)【甲種、乙種火薬類取扱保安責任者試験】午後1時～3時【丙種火薬類製造保安責任者試験】午後1時～3時30分

●場所 山口県労働者福祉文化中央会館(山口市)

●願書受付期間 6月18日(金)～27日(木)

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

●(公社)全国火薬類保安協会
山口県試験事務所
☎083(925) 2649

下水道排水設備工事責任技術者試験

●日時 11月17日(日) 午後2時～4時(受付 午後1時～1時40分)

●場所 山口県セミナーパーク(山口市)

●申込期間 8月19日(日)～9月10日(木)

※詳しくは山口県下水道協会のウェブサイトをご覧ください。

●柳井地域建設課 下水道班
☎(56) 7118

講座・講習

下水道排水設備工事責任技術者更新講習

●日時 9月27日(金) 午後1時30分～4時

●場所 周南地域地場産業振興センター(周南市)

●対象 責任技術者証の有効期

●限が平成31年9月30日の人
●申込期間 7月1日(日)～24日(木)
●柳井地域建設課
☎(56) 7118

柳井圏域手話奉仕員養成講座(入門課程)

●日時 7月13日～11月30日の原則毎週土曜日 午前9時30分～12時40分(全11回)

●場所 柳井市文化福祉会館

●内容 聴覚障がい者等の生活および福祉制度等への理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得

●定員 25人程度

●受講資格 来年度基礎課程(45時間)の受講が可能な人

※本年度は入門課程(35時間)のみの開催となり、2年間で全課程修了となります。

●受講料 無料 ※テキスト代別途要

●申込期限 7月3日(木)

※詳しい日時などについては、お問い合わせください。

●柳井地域建設課
☎(56) 7113

相談

●多重債務・相続登記等・空き家問題
●無料電話相談会

●日時 7月6日(日) 午前10時～午後4時

●相談受付電話番号

☎0120(003) 821

●相談内容 多重債務問題(クレジット・キャッシング等)、相続問題(相続登記等)、空き家問題(管理処分、放置による被害・迷惑等)などについて、手続きの説明や司法書士事務所の紹介など、問題解決に向けてのアドバイスを行います。

●山口県青年司法書士協議会(担当：松葉)

☎083(976) 8720

お知らせ

シルバー人材センター メイクレッスン 受講生募集

●対象 平生町・田布施町・柳井市在住の60歳以上の人

●日時 7月11日(日) 午後1時30分～4時

●場所 柳井クルーズホテル(柳井市)

●内容 自分のチャームポイントを知り、「良いところを伸ばすメイク」の方法

●持参物 普段使用しているメイク道具、卓上ミラー、髪留め

●受講料 無料

●定員 20人(要予約・先着順)

●(公社)山口県シルバー人材センター連合会

☎083(921) 6070

----- < 以下は広告欄です > -----

島スクエア起業家育成講座（無料）

講座①『島のひみつきち』の取組み

2人の若い女性の取組みに、地域住民も加わって、コミュニケーションの輪が広がってきています。

- 講師 大内清香（島のひみつきち代表）
- 日時 7月10日 13:30～16:00
- 会場 宇佐木地域交流センター「ふれあいの館」

講座② 地域資源の見つけ方、伝え方

「平凡な島の歩き方ー周防大島でしたい88のことー」の著者が地域資源の見つけ方、伝え方を紹介します。

- 講師 藤本雅史（Studio F 代表、WEBメディア「ここいる」副編集長）
- 日時 7月13日 13:30～15:30
- 会場 かみゆい処（柳井市）

講座③ 魚で、まちづくり

「魚で、まちづくり」の著者が、具体的な取組み事例を紹介して地域の活性化について提案します。

- 講師 行平真也（九州産業大学地域共創学部地域づくり学科講師）
- 日時 7月17日 13:30～15:30
- 会場 上関町総合文化センター

講座④ 放棄地を整備してハチミツづくり

耕作放棄地を整備して花木を育て、ハチミツづくりを通して循環型の6次産業化に取り組んでいます。

- 講師 笠原隆史（㈱KASAHARA HONEY 代表取締役社長）
- 日時 7月30日 13:30～16:00
- 会場 KASAHARA HONEY（周防大島町）

講座⑤ 発酵で食品を生かす

食材の価値を高める発酵食品について学びます。

- 講師 安井和美（発酵教室「UPHILL」主宰）
- 日時 8月7日 13:30～16:00
- 会場 東田布施公民館（田布施町）

◇申込方法 希望講座名・参加者氏名を各開講日の5日前までにお知らせください。当日受付もできます。

圃園大島商船高等専門学校 総務課企画係
☎0820-74-5457 FAX0820-74-5552
E-mail: kikaku@oshima-k.ac.jp

子育て中のママ・パパの おしゃべりサロン♪

子育てのことなど気軽に
おしゃべりませんか！

- 日時 7月17日 午前10時～11時30分

●場所 柳井市総合福祉センター
●内容 ぶかぶか浮かぶおもちゃ
を作ろう

- 参加料 50円（材料費）

- 対象 未就園児の親子／15組

- 申込方法 7月10日 15時までに電話申込

●圃園やないファミリー・サポート・センター

☎（23）0668

親子ふれあいのつどい

◇油谷青年の家【海水浴】

- 日時 7月21日 午前9時～午後5時30分（解散）

●場所 油谷青年の家（長門市）

●集合場所 山口県母子・父子福祉センター（山口市）※貸切バスで現地へ移動

- 定員 20家族程度（希望者多数の場合は抽選）

- 申込期限 7月10日 15時

◇笠戸島家族旅行村【野外炊飯】

- 日時 7月27日 午前10時～午後3時（解散）

●場所 笠戸島家族旅行村（下松市）

- 集合場所 現地

- 定員 15家族程度（希望者多数の場合は抽選）

- 申込期限 7月17日 15時

◇共通

●対象 山口県内在住のひとり親家庭（母子・父子）の親と子どもは3歳以上高校生以下

※ただし、海水浴については、子どもは3歳以上高校生以下

- 参加費 大人500円／子ども300円

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

●圃園山口県母子・父子福祉センター
☎083（923）2490

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月2日(火)2種類同時発売!

発売期間 7/2(火)～8/2(金)

公益財団法人山口県市町村振興協会



まちのカレンダー

6 月

16㊦

17㊦

18火 育児学級 [10:00 / 保健センター]

19水 こころの健康相談・いこいの場
[13:30 / 保健センター]

20木

21金 ひらお読書会 [13:30 / 平生図書館]
もの忘れ相談
[13:30 / ふれあいまちづくりセンターあいあむ]

22土 パパマスクール [13:30 / 保健センター]
陶芸教室 [14:00 / 堅ヶ浜㊦]
体育館開放日 [午前中]

23㊦

24㊦

25火 認知症カフェあいあむ
[13:30 / ふれあいまちづくりセンターあいあむ]
町長と語る会 [18:00 / 町役場町長室]

26水

27木

28金

29土 熊川花壇花植(平生まち・むら㊦) [8:00 / 熊川花壇]
第7回健康づくりの集い [13:00 / 町武道館]

30㊦

平生小学校1年 大本 心奈



ポスター最優秀作品

花と緑と夢あふれ
笑顔輝く平生町
平生中学校3年 村田 瑞樹

標語最優秀作品

美しいまちをつくります
標語・ポスター
※学校名・学年は受賞時平成30年度のものです。

7 月

1㊦

2火 育児学級 [10:00 / 保健センター]

3水

4木 にこにこひろば [10:00 / 保健センター]

5金

6土 体育館開放日 [午前中]

7㊦ 平生町ソフトボール大会 [8:30 / 運動広場]
夏休み前子ども工作教室 [9:30 / 平生まち・むら㊦]

8㊦ 人権行政相談
[10:00 / 平生まち・むら㊦、13:00 / 佐賀㊦]

9火

10水

11木 離乳食学級 [10:00 / 保健センター]

12金

13土 陶芸教室 [14:00 / 堅ヶ浜㊦]
体育館開放日 [午前中]

14㊦

15㊦ 佐合島へ行こう！(佐賀㊦) [9:15 / 佐賀漁港]
海の日

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合があります。

平生町民憲章

わたくしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたくしたち 平生町民は

- 1 自然を大切に 環境をととのえ 美しいまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくります
- 1 思いやりと 感謝の心をもち 温かいまちをつくります
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくります
- 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくります

《登録方法》① PC・携帯にアドレス「e-hirao@xpressmail.jp」を直接入力または右図（QRコード）から読み取り、空メールを送信

② 返信される本登録用メールの内容に沿って必要事項を入力し、登録完了

ご不明な点はお問い合わせください。 町役場総務課 地域安全班 ☎56-7111

